

4 在宅医療サービスについて

(1) 医療編

部 節	診療行為等	提供するサービス内容
在宅医療 第1節 在宅患者診療・指導料	届出制 在宅療養支援診療所	在宅患者に対する24時間対応窓口としての機能を第一として、その後は必要に応じて他院との連携を図りつつ、24時間の往診、訪問看護等を提供できる体制の構築を行う
	C000 往診料	患者の家からの求めに応じて患者の家に赴き、診療を行う（定期的なものではない） 死亡診断加算 ：患者が居家で死亡した場合であって、死亡した日に往診を行い、死亡診断を行った場合
	C001 在宅患者訪問診療料	居宅において療養を行っている患者であって、通院が困難なものに対して、その同意を得て計画的な医学管理の下に定期的に訪問して診療を行う 在宅ターミナルケア加算 ：死亡前14日以内に2回以上の訪問を行った場合 死亡診断加算 ：患者が居家で死亡した場合であって、死亡した日に訪問診療を行い、死亡診断を行った場合 在宅ターミナルケア加算と死亡診断加算の併算定は不可
	C002 届出制 在宅時医学総合管理料	通院困難な患者に対し、在宅療養計画に基づき、月2回以上継続して訪問診療（往診も含む）を行うとともに、常時緊急時の連絡に対応する 重症者加算 ：月4回以上の往診又は訪問診療を行い、必要な医学管理を行う
	C003 届出制 在宅末期医療総合診療料 在宅療養支援診療所に限る	居家で療養中の末期悪性腫瘍患者等に対し、計画的な医学管理の下に週4回以上の訪問診療と訪問看護を行うなどして総合的な医療を提供する 死亡診断加算 ：患者が在宅で亡くなった際には、死亡診断を行う
	C005 在宅患者訪問看護・指導料 介護認定を受けたら介護保険優先	居宅において療養を行っている通院困難な患者の病状に基づいて訪問看護・指導計画を作成し、かつ当該計画に基づき実際に定期的に訪問し、看護及び指導を行う ターミナルケア加算 ：在宅で亡くなった患者については、死亡前14日以内に2回以上の訪問を実施し、かつその死亡前24時間以内ターミナルを行う
	C005-2 在宅患者訪問点滴注射指導料	居宅において療養を行っており、疾病、傷病のために通院してリハビリテーションを受けることが困難な患者に対しては、主治医の診察に基づき、週3回以上の点滴を認め、自院の看護師等に指示を行い、その内容を診療録に記載を行うか、又は訪問看護ステーションに依頼する場合は「在宅患者訪問看護点滴注射指示書」を記載して、指示を行う ターミナルケア加算 ：在宅で亡くなった患者については、死亡前14日以内に2回以上の訪問を実施し、かつその死亡前24時間以内ターミナルを行う
	C006 在宅訪問リハビリテーション指導料 介護認定を受けたら介護保険優先	居宅において療養を行っており、疾病、傷病のために通院してリハビリテーションを受けることが困難な患者に対して、患者の症状、患家の家屋構造、介護力等を考慮しながら、診療に基づき理学療法士又は作業療法士を訪問させリハビリテーションの観点から療養上必要な指導を行う
	C007 訪問看護指示料	主治医が診療に基づき、訪問看護ステーションからの訪問看護の必要を認め、患者の同意を得て、患者の選定する訪問看護ステーションに対して「指示書」を交付を行う 特別訪問看護指示加算 ：在宅患者が急性増悪等により頻回な訪問看護を行う必要を認め、患者の同意を得て訪問看護指示を行う
	在宅療養指導管理 第2節 在宅療養指導管理料	C100 退院前在宅療養指導管理料
C101 在宅自己注射指導管理料		
C102 在宅自己腹腔灌流指導管理料		
C102-2 在宅血液透析指導管理料		
C103 在宅酸素療法指導管理		
C104 在宅中心静脈栄養法指導管理		
C105 在宅成分栄養経管栄養法指導管理		
C106 在宅自己導尿指導管理料		
C107 在宅人工呼吸指導管理料		
C108 在宅持続腸圧呼吸療法指導管理料		
C109 在宅悪性腫瘍患者指導管理料		
C110 在宅自己疼痛管理指導管理料		
C111 在宅肺高血圧症患者指導管理料		
C112 在宅気管切開患者指導管理料		
C113 寝たきり老人訪問者指導管理料		
	C002 在宅時医学総合管理料との併算定は不可	

精神科 第1節 精神科専門療法	1008-2 精神科ショート・ケア	運動障害または精神障害をもつ患者の心身機能の回復・維持（精神科の場合は、社会生活機能の回復）を図るため、個々の患者に応じたプログラムを作成し、プログラムに従った治療をグループごとに行う
	1009 精神科デイ・ケア	
	1010 精神科ナイト・ケア	
	1010-2 精神科デイ・ナイト・ケア	
	1011 精神科退院指導料	
	1011-2 精神科退院前訪問指導料	
	1012 精神科訪問看護・指導料	
	1015 重度認知症患者デイ・ケア料	

出典：『医科診療報酬点数表 平成18年4月版』社会保険研究所